

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年 7月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区東堀川通り塩小路下松明町1番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) R R H京都オペレーションズ合同会社 リーガロイヤルホテル京都 総支配人 荻田 勝紀 電話075-341-1121

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年7月13日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島2-3-18	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社 朝日新聞社 代表取締役社長 渡辺 雅隆 電話06-6231-0131

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年7月31日
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-3	アパホテル株式会社 代表取締役 元谷 芙美子 電話 03-3505-8200 (担当店: 06-4802-6111)

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)						
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0	0	0	0
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年6月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条西山王町31番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) アバンティビル管理組合 理事長 仲西 清 電話075-501-2702

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合(①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動 車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③(①+②)						
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0			0
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年 8月 17日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒261-8539 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタワー7階	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) イオンモール株式会社 代表取締役社長 吉田 昭夫 電話 043 -212 -6348

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台		0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一 電話 043-212-6017

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年 7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区石田森南町28-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 医療法人 医仁会 武田総合病院 理事長 武田 隆久 電話 075-572-6331

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ②		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購入等をした新車の合計台数④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成 30年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市西成区花園南一丁目4番4号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) イズミヤ株式会社 代表取締役 四條 晴也 電話06 - 6657 - 3455

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借				
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借				
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)				パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年7月30日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区北白川瓜生山2-116	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 瓜生山学園 理事長 徳山 豊 電話 075-791-9122

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	0 台	0 台	0 台
		賃 借	0 台	0 台	0 台	0 台
合 計 台 数 ②		0 台	0 台	0 台	0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台	0 台	0 台	0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	0 台	0 台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年 9月 30日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区大淀中1-1-88	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) S Hホテルシステムズ株式会社 代表取締役 石井 徹 電話 06 - 6440 - 3510 (代)

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成 30 年 7 月 12 日
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽角田町25番地	報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) SGシステム株式会社 代表取締役社長 谷口 友彦 電話075 -661 -1178

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①		0 台			
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車 (燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②		0 台			
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台			
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区港南1-9-1 品川TWINsアネックスビル	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 代表取締役社長 栗島 聡 電話 03-5463-5756

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合(①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③(①+②)						
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0			0
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/ ④)				パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成30年7月25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区永田町二丁目11-1 山王パークタワー	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 NTTドコモ 代表取締役社長 吉澤 和弘 電話03-5156-1111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ②		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成30年9月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社王将フードサービス 代表取締役 渡邊直人 電話075-592-1411

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			0 パーセント			0 パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	6 台			6 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		6 台			6 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			86 パーセント			86 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			6 台			6 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			7 台			7 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			86 パーセント			86 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

新車購入等報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成 30 年 7 月 30 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト22F	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社OPA 代表取締役社長 奥田 晴彦 電話 043 - 213 - 3211

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に対 する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。